

日本母性看護学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日本母性看護学会 (Japan Society of Maternity Nursing) と称する。

第2条 本会の事務局は、理事長が定める。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、母性看護学の進歩発展を図り、母子及び女性の健康と家族の福祉に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 会誌などの発行
- 3) 研究活動の推進
- 4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する母性看護学を研究・実践する個人であって、理事会の承認を得たものとする。

第6条 本会に入会を希望する者は、日本母性看護学会入会申込み書を事務局に提出する。

第7条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

第8条 正当な理由なく会費を2年以上滞納した会員は、退会したものと認める。

第9条 既納の会費は全てこれを返却しない。

第10条 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。

第4章 役員

第11条 本会には次の役員をおく。

- | | |
|---------------|-----|
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 1名 |
| 理事 | 20名 |
| その他理事長が指名した理事 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

第12条 役員を選出は次のとおりとする。

- 一 理事および監事は、正会員の中から選挙のよって選出し、総会の承認を得る。ただし、理事長氏名理事は、この限りではない。
- 二 理事長・副理事長は理事の互選による。
- 三 理事長は、本会の運営の円滑を図るため、正会

員の中から1名の理事を指名することができる。但し、理事長氏名の理事の任期は、理事長の在任期間とする。

第13条 本会に幹事をおくことができる。幹事は理事会において推薦し、理事長が委嘱する。

第14条 理事および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。理事長指名の理事はこの限りでない。

第15条 役員は次の職務を行う。

- 一 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
- 二 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代行する。
- 三 理事は、理事会を組織し、日常の会務および緊急事項を処理する。
- 四 監事は、本会の会務および会計、資産を監査する。

第5章 会議

第16条 本会に次の会議をおく。

- 一 理事会
- 二 総会

第17条 理事会は理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開き決議することはできない。

第18条 総会は、理事長が招集し、学術集会長が議長となる。

2 総会は毎年1回開催する。

但し、会員の5分の1以上から請求があった時および理事会が必要と認めた時は理事長は、臨時に総会を開催しなければならない。

3 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ会議を開き決議することができない。

第6章 学術集会

第19条 学術集会は年1回開催する。

第20条 学術集会長は理事会の推薦による。

2 学術集会長は学術集会を主宰する。

3 学術集会長は学術集会の運営等に関し企画委員を委嘱し、委員会を組織し、委員長となる。

第7章 会誌等

第21条 本会は年1回以上会誌を発行する。

第22条 本会は会誌の編集および発行を行うために編集委員会をおく。

2 編集委員会は理事会で推薦された10名以内の委員をもって組織する。

- 3 編集委員長は編集委員会において理事の中から選出する。

第8章 会計

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第9章 会則の変更

第24条 本会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

第10章 雑則

第25条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

本会則は平成11年6月26日より施行する。

平成14年6月28日 一部改定実施する。

平成16年6月20日 一部改訂実施する。